

▶ 日本国内において行った設計等の業務ミスをしてしまった場合の備えは・・・？

JIA 建築家賠償責任保険

この保険は、建築家が日本国内において行った設計等の業務のミスに起因して生じた以下の損害賠償をカバーします。

1 設計等の業務ミスによる損害賠償をカバー

建築家が日本国内において、設計等の業務ミス(※1)でその建築物に物理的「滅失もしくは損傷」(※2)事故が発生し、建築物や他人に損害を与えたとき、**法律上賠償しなければならない損害を補償します。**

(ただし、当初から正しい設計をした場合に必要な費用については、法律上設計事務所が負担すべき賠償責任金額とはならないため補償の対象とはなりません。)

(※1)職業上または職務上の相当な注意を怠ったことによるものをいいます。

(※2)物理的「滅失もしくは損傷」とは建築物が物理的に消失や損傷することをいいます。
汚損(カビ・サビの発生、結露の発生など)は補償の対象にはなりません。

2 「給排水・電気・空調・遮音性」設備の機能的な不具合による損害賠償をカバー

建築物の「給排水衛生設備」「電気設備」「空気調和設備」または「遮音性能(※)」については、**建築物の物理的「滅失もしくは損傷」事故が発生していなくても、これらの設備が所定の技術水準に満たないために、本来の機能を著しく発揮できない状態が発生したとき、法律上賠償しなければならない損害を補償します。**(ただし、当初から正しい設計をした場合に必要な費用については、法律上設計事務所が負担すべき賠償責任金額とはならないため補償の対象とはなりません。)

(※)遮音性能については、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第2条1項に規定される住宅にかぎります。

3 設計等の業務ミスによる第三者への身体障害の損害賠償をカバー

設計等の業務ミスに起因して第三者の身体に障害を与えたとき、**法律上賠償しなければならない損害を補償します。**ただし、建物自体の修復にかかる費用は保険金のお支払対象となりません。

4 訴訟に対処する費用(事故原因調査費など)もカバー

上記1. 2. で対象となるような事故で訴訟を提起された場合に、訴訟に対処する費用(事故原因調査費用、意見書・鑑定書作成など)を補償します。(ただし社会通念上妥当と認められる範囲の費用にかぎります。)

5 自由・名誉の侵害、プライバシー侵害による損害賠償もカバー

業務遂行に起因して、不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉の侵害、もしくは表示行為による名誉の侵害またはプライバシーの侵害により、法律上の賠償責任を負担された場合に保険金をお支払いします。

6 法適合確認ミスによる損害賠償をカバー

構造設計1級建築士、設備設計1級建築士が、「法適合確認業務ミス」でその建築物に物理的「滅失もしくは損傷」事故が発生し、法律上賠償しなければならない損害を補償します。

① 構造設計等の業務ミスによる「構造基準未達」時の損害賠償をカバー

構造設計等の業務ミスで、建築基準法20条に規定する「1、2、3号建築物」について、建築基準法20条に規定する「構造基準」を満たさないために、法律上賠償しなければならない損害を補償します。

(ただし、当初から正しい設計をした場合に必要な費用については、法律上設計事務所が負担すべき賠償責任金額とはならないため補償の対象とはなりません。)



「構造基準」未達については、建築物に物理的「滅失もしくは損傷」が発生していなくても補償の対象となります。

② 「建築基準法および建築基準関係法令における基準未達」時の損害賠償をカバー

設計等の業務ミスで、建築基準法および所定の建築基準関係法令に定める基準を満たさないために、法律上賠償しなければならない損害を補償します。

(ただし、当初から正しい設計をした場合に必要な費用については、法律上設計事務所が負担すべき賠償責任金額とはならないため補償の対象とはなりません。)



「建築基準法および所定の建築基準関係法令に定める基準」未達については、建築物に物理的「滅失もしくは損傷」が発生していなくても補償の対象となります。

③ 建物調査業務(耐震診断等)の遂行中における、第三者への損害賠償をカバー

建築家が日本国内で実施する建物調査業務(耐震診断等)の遂行中に発生した偶然な事故により、第三者の身体や財物に損害を与え、法律上賠償しなければならない損害を補償します。

(※)建物調査そのもののミス(調査結果がまちがっていたなど)に起因する事故は補償の対象とはなりません。

インターネットで簡単に中途加入の手続きができます!!
保険料の試算(自動計算)も可能です!!

<http://kenbai.jp/>

インターネット加入時に必要となる「ID(加入者番号):9桁」と「初期パスワード:8桁」については、代理店(株)建築家会館までご連絡ください。

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、下記までお問い合わせください。【引受保険会社】

お問い合わせ先

【取扱代理店】 株式会社建築家会館
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-3-16
TEL:03-3401-6281 FAX:03-3401-8010



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

団体・公務開発部 第二課

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL:03-3593-6453 FAX:03-3593-6751